

令和 6 年 4 月 1 5 日

南相馬市農業委員会
4 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和6年4月15日(月) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	欠
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	欠 番	
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	欠 番	
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 渡邊 賢一

鹿島区 鈴木 清教

原町区 小谷津弘隆

原町区 佐藤 光政

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 佐藤 俊文

主 査 林 雄司

副主査 高橋 実穂

副主査 米本 一樹

農地集積課

課長補佐 束岡 裕晃

係 長 但野 典康

主 査 荒 芳子

主 事 増田 知洋

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	諸般の報告
日程第 3	報告第 16 号 専決処分の報告について
日程第 4	報告第 17 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 5	報告第 18 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 6	報告第 19 号 違反転用事案の報告について
日程第 7	報告第 20 号 時効取得による所有権移転について
日程第 8	議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 9	議案第 43 号 農用地利用規程の認定に係る意見について
日程第 10	議案第 44 号 農用地利用規程の認定に係る意見について
日程第 11	議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 12	議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 13	議案第 47 号 農地法第 4 条の規程による許可申請について（市許可分）
日程第 14	議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第 15	議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 16	議案第 50 号 現況確認証明申請について

５．会議の概要

（開会 午後１時４０分）

議 長 只今より、令和６年４月定例総会を開会いたします。欠席通告者は１３番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号９番委員、１０番委員、１１番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。３月定例総会以降本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。

議 長 次に、日程第３、報告第１６号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第７号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第１６号専決第７号についてご説明いたします。議案書の２ページから３ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第１６条第１項に基づく、南相馬市農用地利用関係調整手続規程第２条により、調整委員２名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第４、報告第１７号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の１５番委員からの報告を求めます。

１５番委員 報告第１７号について説明をいたします。議案書の４ページになります。３月１８日午前１０時より、南相馬市役所北庁舎２階会議室において、出し手１名、福島県農業振興公社１名、調整委員２名、事務局１名により開催いたしました。協議内容についてですが、出し手側から１０アール当たり３３万円が希望価格と

して提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については10アールあたり33万円で公社が購入することになりました。売買代金は199万6,500円となり、公社手数料として1万9,900円を差し引き、支払い額は197万6,600円となります。この件については、議案第42号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほどご審議の方よろしく願いをいたします。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等あれば発言をお願いします

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第18号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第18号についてご説明をいたします。議案書の5ページから7ページになります。今回16件の案件がございますが、いずれも合意による解約でございますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、報告第19号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第19号についてご説明いたします。議案書の8ページから9ページ、整理番号1番から4番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。整理番号1番については、昭和40年頃に当時の所有者がブロイラー飼育のための鶏舎を建築し、その後鶏舎を取り壊し、コンクリート土間が残った状態となっております。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。

 続きまして、整理番号2番については、平成元年以前から宅地への進入路とし

て整備し使用しております。今回、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号３番ですが、平成２３年頃から所有する宅地を違反者に貸しております。違反者が入居した後、隣接する農地も宅地の一部であると思い、庭として利用しておりました。今般、違反者が宅地を購入することになり、土地調査を行ったところ農地であると判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号４番ですが、平成２５年２月頃に住宅を建て替えし、現在まで居住しております。住宅建て替えと同時に行った外構工事で、誤って当該地を含めて土留工事を施工してしまいました。今回、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第７、報告第２０号「時効取得による所有権移転について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第２０号についてご説明をいたします。議案書の１０ページから１３ページになります。今回法務局から、時効取得を原因とする所有権移転登記の申請に関する通知がありましたのでご報告をいたします。なお、時効取得を原因とする所有権移転登記につきましては、民法第１６２条に規定されており、農地法の規制対象外で農業委員会の許可は不要です。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第８、議案第４２号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第４２号についてご説明をいたします。議案書の１４ページから１６ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第５条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。また、議案の一部修正がございます。１６ページ、『１．利用権設定関係』となっている所を『２．利用権設定関係』に修正をお願いします。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第４２号について説明いたします。議案書の１４ページから１６ページとなります。所有権移転が１件、利用権設定が４件となります。所有権移転については報告第１７号に係る内容です。なお、所有権移転の対価については、所有権移転調整会議において決定し、賃料については双方合意のうえで決定しております。利用権設定につきましては、原町区一般地区における担い手の利用調整となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第９、議案第４３号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第４３号についてご説明をいたします。議案書の１７ページから２８ページになります。市が農用地利用規程を認定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第２４条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第４３号について説明いたします。議案書の１７ページから２８ページになります。原町区深野南地区において営農改善組合を結成し、農用地利用規程を作成しましたので、認定にあたり意見を求めるものでございます。農用地利用規

程の内容につきましては20ページからになります。当該規程は農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、深野南地区の農業振興と農業経営の改善を目的としております。第2条に、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項について、具体的に三つの取り組みを示しております。第3条の実施区域につきましては、22ページの区域図のとおりでございます。第4条から第13条では、第2条で示した取り組みの内容及び具体的な実行方策について記載しております。当該地区の担い手は第10条に記載のとおりであり、集積を図っていく計画でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第44号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第44号についてご説明をいたします。議案書の29ページから42ページになります。市が農用地利用規程を認定するにあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第44号について説明いたします。議案書の29ページから42ページになります。鹿島区柵窪地区において営農改善組合を結成し、農用地利用規程を策定しましたので、認定にあたり意見を求めるものでございます。農用地利用規程の内容につきましては、32ページからになります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 4 5 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 4 5 号についてご説明いたします。議案書の 4 3 ページから 4 4 ページになります。申請番号 1 番から 6 番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 4 6 号「農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 4 6 号についてご説明いたします。議案書の 4 5 ページから 4 7 ページになります。申請番号 1 番から 5 番について詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について、許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 13、議案第 47 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 47 号についてご説明をいたします。議案書の 48 ページから 49 ページ、申請番号 1 番から 4 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1 番及び 2 番につきましては、報告第 19 号の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

続きまして、申請番号 3 番及び 4 番につきましては、農地改良のための一時転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号 1 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 47 号申請番号 1 番についての調査報告をいたします。報告第 19 号整理番号 1 番関連になります。現地案内図は 1 ページになります。申請事由は記載のとおりであります。去る 4 月 10 日午後 4 時頃より、代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、17 番委員。

17 番委員 議案第 47 号申請番号 2 番についての調査報告をいたします。この案件は報告第 19 号整理番号 2 番関連の案件です。現地案内図は 2 ページになります。去る 4 月 12 日午前 11 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 3 番について、14 番委員。

14 番委員 議案第 47 号申請番号 3 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 3 ページになります。去る 4 月 10 日午前 11 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号４番について、４番委員。

４番委員 議案第４７号申請番号４番について報告いたします。現地案内図は４ページになります。去る４月１１日午前９時１０分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１４、議案第４８号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第４８号についてご説明をいたします。議案書の５０ページ、申請番号１番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、一般住宅、車庫、物置を整備する目的で平成１９年２月１５日付けで転用許可を受け、造成のみ完了しています。転用許可後に住宅を建築する予定でしたが、資金不足により計画を断念しておりました。現在、南相馬市内にアパートを借りて居住しておりますが、両親も年老いてきたことから実家近くに家を建て、病院送迎等の面倒を見ていきたいと考え住宅建築を計画したため、当初の事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番について、７番委員。

７番委員 議案第４８号申請番号１番について、現地調査の報告をいたします。この案件はこの後の議案第４９号整理番号１番の関連案件となります。現地案内図は５ページになります。申請内容は記載のとおりであります。平成１９年２月に転用許可を受けていますが、資金不足により断念していた案件なので、事業計画変更申

請をしたものです。去る４月１１日午後２時３０分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第１５、議案第４９号「農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第４９号についてご説明いたします。議案書の５１ページから５２ページ、申請番号１番から７番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号１番については、議案第４８号申請番号１番関連の案件になります。次に、申請番号３番については、報告第１９号整理番号３番の追認を得るための案件になります。次に、申請番号５番については、報告第１９号整理番号４番の追認を得るための案件になります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番及び２番について、７番委員。

７番委員 議案第４９号申請番号１番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は５ページになります。この案件は議案第４８号整理番号１番の関連案件です。申請内容は記載のとおりです。去る４月１１日午後１時３０分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。

 続きまして、申請番号２番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は６ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る４月１１日午後２時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査

項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号3番について、4番委員。

4番委員 議案第49号申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページです。報告第19号整理番号3番関連の案件であり、申請内容は記載のとおりとなります。去る4月10日午後1時45分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号4番について、17番委員。

17番委員 議案第49号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページになります。去る4月12日午前11時15分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号5番及び6番について、8番委員。

8番委員 議案第49号申請番号5番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページになります。この案件は報告第19号整理番号4番の関連案件になります。去る4月9日午後4時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第49号申請番号6番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページになります。去る4月10日午後3時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 7 番について、6 番委員。

6 番委員 議案第 49 号申請番号 7 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 11 ページになります。去る 4 月 12 日午前 11 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請理由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 16、議案第 50 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 50 号についてご説明をいたします。議案書は 53 ページから 54 ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。申請番号 2 番の 2 筆を農地、それ以外の申請地すべてを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 1 番から 5 番までについて、現地調査委員を代表しまして、4 番委員から報告を願います。

4 番委員 議案第 50 号申請番号 1 番から 5 番について、調査委員を代表して現地調査結果を報告いたします。申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。去る 4 月 5 日午後 1 時 50 分頃より、農業委員 1 名、農地利用最適化推進委員 2 名、事務局職員 1 名の計 4 名で現地調査を行いました。申請番号 1 番ですが、現地案内図は 12 ページになります。当該地は鹿島区永渡地内にあり、水田ではありませんが、水利はなく長年数耕作されておらず、道路近くまで草が繁茂し、奥側は竹林化しており、農地としての再生は困難であり、非農地と判断しました。

続きまして申請番号 2 番ですが、現地案内図 13 ページになります。当該地は鹿島区浮田地区にあり、水田としての水利は無く、また畦畔も無い状態ではありますが、草刈り等管理されており、原野化されておらず、また狭小地でも無く、

非農地とする理由が特に見当たらず、調査員３名で協議しました結果、畑として耕作できるため、農地と判断しました。

続きまして申請番号３番ですが、現地案内図１４ページ・１５ページになります。当該地は原町区大原地内にあり、１箇所目は現地に立ち入り出来ないほど森林化しており、２箇所目は植林された木が大木となり、農地として復元するのは困難と判断し、非農地と判断しました。

続きまして申請番号４番ですが、現地案内図１６ページになります。当該地は小高区塚原地内にあり、狭小地であり、非農地と判断しました。

最後に申請番号５番ですが、現地案内図１７ページになります。この案件は代理人行政書士立ち合いのもと現地確認を行いました。当該地は小高区角部内地内にあり、狭小地かつ傾斜地であり、すでに原野化しており、農地として再生は困難であり、非農地と判断しました。以上皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告５件及び議案９件、合わせて１４件の審議を全て終了いたしました。これもちまして、本日の４月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

（閉会 午後２時３０分）

南相馬市農業委員会会議規則第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 5 月 15 日

議事録署名人（ 9 番・ナガイ サトシ ）

議事録署名人（ 10 番・モリ アキオ ）

議事録署名人（ 11 番・スエ ヨシハル ）
